

久木野教授 停職半年

県公立大法人「申請せず欠勤」

県立大学を運営する県公立
 大学法人は15日、経営破綻し
 たベンチャー企業「バイオラ
 ボ」の社長、久木野憲司・県
 立大教授(50)が、5年余りの
 間に少なくとも1840時
 間、必要な手続きを取らずに
 欠勤していたなどとして、停
 職6カ月の懲戒処分にし、発
 表した。久木野教授は「不当
 な処分だ、異議申し立てをし
 たい」としている。

発表によると、久木野教授
 は03年10月から08年11月ま
 で、平日の勤務時間外に3時
 間、土日は終日、兼業できる
 許可を受けていた。勤務時間
 内に兼業する場合は、その
 分、別の時間に勤務する申請
 を事前にして大学側の許可を
 得る必要があったにもかかわらず、
 久木野教授は申請せず
 に大学を離れ、バイオラボの
 仕事をしていたという。

調査の結果、無断欠勤は、
 中国への渡航で115日、国

内出張で208日、取締役会
 への出席などで60日の計38
 3日間(部分欠勤を含む)に
 上った、と同法人は説明。大
 学が法人化された05年4月以
 降に無断欠勤した時間に相当
 する賃金約560万円の返還
 を求める。

久木野教授は「バイオラボ
 の仕事をした分、自主的に別
 の時間に勤務していた。大学
 側も実情を黙認しており、手
 続き上の問題だけで処分する
 のは恣意的だ。不当な処分を
 しないよう求める仮処分の申
 請を長崎地裁にしたばかりだ
 った」としている。